

洲本市ケーブルテレビ施設の民間事業者移管に係る
情報提供依頼（R F I）

令和 8 年 10 月

洲本市役所

1. 情報提供依頼の背景

洲本市の CATV 事業は、合併前から旧洲本市、旧五色町双方の市町で事業化が進められ、合併後は両事業が統合され、継続してきました。CATV 事業は、難視聴対策はもとより、情報インフラの構築、地域コミュニケーションの促進、防災情報の告知に大きな役割を果たしています。

事業に対する地域社会からの期待は依然として高いところですが、高齢化や人口減少が地域の活力を低下させている現状にあって、これまで整備された社会資本の老朽化が進み、市の財政状況は今後ますます厳しくなることが予想されます。

このような状況を踏まえ、今後の CATV 事業の在り方を議論する審議会が設置され、検討を行ったところ、CATV 事業は市民にとって今後も必要なものであり、事業を持続可能な形とするためには、民間事業者が情報通信基盤等を保有し、運営する方式が望ましいとの答申をいただきました。

本市としては、この答申を受け、CATV 事業の民間移行について慎重に検討を進めている段階です。住民サービスの維持・向上を最優先に、移行の可能性や課題について広く情報を収集し、今後の方針を策定していく予定です。

2. 情報提供依頼の目的

本 R F I は、民間事業者への移管にあたり、現状のサービスをどのように継続すべきか、民間移管にはどのような移管方法があるのかを検討するため、貴社の移管方法に関する技術提案、運営方法に関する提案、移管に関する課題の解決手法等について把握することを目的として実施するものです。

したがって、本 R F I は情報収集を目的とするものであり、現時点で特定の事業手法や事業者を決定するものではありません。本 R F I への参加又は不参加、回答内容等は、今後実施する可能性のある公募型プロポーザル等における参加資格、審査又は評価に影響しないものとします。

ただし、本 R F I で得られた情報については、今後の検討における基礎資料として使用することがあります。

3. 情報提供依頼内容

- (1) 移管に関する技術的部分（ハード部分）について
- (2) 移管後の運営方針について ①再送信について
- (3) 移管後の運営方針について ②自主放送について
- (4) 移管後の運営方針について ③インターネット接続サービスについて
- (5) 行政サービスの運用方法について

- (6) 円滑な移管方法について（住民への周知、加入者情報の移管、併用期間の運営方法等）
- (7) 情報セキュリティ対策について

4. 実施スケジュール

No	イベント	期日
1	参加希望届締め切り	2026 年 10 月 30 日（金） 午後 5 時
2	提供資料配付	2026 年 11 月 6 日（金） 電子データ
3	質問締め切り	2026 年 11 月 13 日（金） 午後 4 時
4	質問回答期限	2026 年 11 月 27 日（金） 午後 5 時
5	現地調査（希望者のみ）※	2026 年 11 月 4 日（水）～11 月 30 日（月） の午前 10 時から午後 4 時まで （ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く）
6	回答書提出期限	2026 年 12 月 25 日（金）

※現地調査の実施日は日程調整のうえ、別途市から連絡します。

5. 参加要件

以下の①と②の条件をいずれも満たす事業者であること。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 以下のいずれかを満たすこと。
 - (ア) 過去に自治体が運営していたケーブルテレビ事業またはインターネット事業の民営化を引き受けた実績があること。
 - (イ) 1000 世帯以上のケーブルテレビサービスまたはインターネットサービスの運用実績があること。
 - (ウ) ケーブルテレビ施設全体（ヘッドエンド、伝送路、加入者宅内機器等）の保守実績が 10 年以上あること。

6. RFI 参加届の提出について

【提出方法】

本文末尾に示す連絡先へ事前に電話連絡の上、期日までに郵送または電子メールにて提出してください。

【提出書類】

- ・（様式 1）洲本市ケーブルテレビ施設の民間事業者移管に係る情報提供依頼参

加届

- ・参加要件②の実績がわかる資料（任意様式）

7. 提供資料

本 RFI 参加者に対し、洲本市役所から提供する資料は以下のとおりです。

- (1) 洲本市ケーブルテレビ施設の民間事業者移管に係る情報提供依頼（R F I）
- (2) 既設設備概要書
- (3) CATV 事業収支表（5 年）
- (4) 質問書（貴社からの質問をご記入いただく書式）
- (5) 回答書（貴社からの回答をご記入いただく書式）

8. 情報提供要領

(1) 質問方法

確認事項や疑義がございましたら、添付の質問書を使用し、本文書末尾に示す連絡先へメールで送付いただきますようお願いいたします。

(2) 現地調査について

現地調査が必要な場合は現地調査依頼書に記載のうえ、電子データで本文書末尾に示す連絡先へメールで送付いただきますようお願いいたします。

(3) 回答書の提出

回答につきましては、添付の回答書を使用の上、電子データで本文書末尾に示す連絡先へメールで送付いただきますようお願いいたします。

9. 備考

- (1) ご提出いただきました情報は、洲本市ケーブルテレビの民間移管に関する協議において、説明資料等として一部利用する場合があります。
- (2) 本依頼において発生する費用は貴社にて負担くださいますようお願いいたします。
- (3) 本市が提供する資料および現地調査の内容について、当市の許可なく、その全部または一部を第三者に開示、提供、配布、転載または複製することを禁止します。
- (4) 回答書提出後、必要に応じてヒアリングを求めることがあります。

10. 連絡先

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目 4 番 10 号

洲本市企画情報部 DX 推進課 担当 水田、上田

電話 0799-22-3339(直通) FAX 0799-23-9540

電子メール : jouhou@city.sumoto.lg.jp

以上